

議案第50号

杉並区長の退職手当の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に在職する区長が退職した場合に支給する区長の退職手当の額は、杉並区長等の退職手当に関する条例（昭和34年杉並区条例第13号）第3条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額からその100分の25に相当する額を減じて得た額とする。その者が退職し、引き続き区長となった後、退職した場合に支給する区長の退職手当の額についても、同様とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

区長の退職手当の特例を定める必要がある。